

広島県訓令第十五号

本
方
機
序

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

広島県知事 藤田雄山

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二部長専決事項の欄第一号中「公共的団体及び公益法人」を「及び公共的団体」に改める。

別表第三総務局の部総務管理部の款総務課の項部長専決事項の欄中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第十五条（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認定

(二) 第二十九条第一項及び第二項の規定による公益認定の取消し

(三) 第五十五条において準用する第四十三条の規定による合議制の機関への諮問

二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第百条の規定による認定

(二) 第百九条第一項の規定による認定の取消し

(三) 第百十七条（第二百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可

(四) 第百三十一条第一項及び第二項の規定による認可の取消し

(五) 第百三十八条第二項において準用する第二百三十三条の規定による合議制の機関への諮問

別表第三商工労働局の部総務管理部の款職業能力開発課の項部長専決事項の欄第一号(三)中「第四十三条において準用する民法第四十条」を「第三十五条第四項」に改め、同号(四)中「第四十三条において準用する民法第五十六条」を「第三十七条の七（第九十条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同号(五)中「第四十三条において準用する民法第五十七条」を「第三十七条の八」に改め、同号(七)を削り、同号(八)中「第九十条において準用する民法第七十五条」を「第九十条第一項において準用する第七十七条」に改め、同号(八)を同号(七)とし、同表農林水産局の部総務管理部の款団体検査課の項課長専決事項の欄第二号(四)中「第七十三条第二項において準用する民法第五十六条の規定による仮理事」を「第七十二条の十二の六の規定による一時理事」に改め、同欄第三号(一)中「第四十二条において準用する民法第五十六条」を「第三十三条の六」に改め、同欄第八号(三)中「第一百条第二項において準用する

する民法第五十六条の規定による仮理事」を「第九十八条の六の規定による一時理事」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。